

案件3

都市計画審議会資料

令和6年1月29日
都市整備部都市計画課

小金井市都市計画審議会運営規則の制定について

小金井市都市計画審議会運営規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小金井市都市計画審議会条例（昭和32年条例第13号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、小金井市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、委員並びに当該案件に関係のある臨時委員及び専門委員に対し、招集期日の3日前までに、審議事項、会議の日時及び場所を通知しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

（欠席）

第3条 前条の通知を受けた委員、臨時委員及び専門委員が、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

（代理出席）

第4条 条例第3条第1項第3号に規定する委員が、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、当該委員を代理する者が会議に出席し、議事の審議及び議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、あらかじめその旨を会長に申し出るとともに、委任状を提出しなければならない。

2 前項の規定により代理することができる者は、当該委員の所属する行政機関における課長職相当以上の者とする。

（議席）

第5条 委員、臨時委員及び専門委員の議席は、あらかじめ会長が定める。

（発言）

第6条 会議において発言をしようとする者は、条例第7条第1項に規定する議長（以下「議長」という。）の許可を得てから簡明に発言するものとする。

（発言の制止等）

第7条 議長は、議事の整理のために必要があると認めるときは、発言を制止し、又は議事を中止することができる。

（採決）

第8条 会議の議事における採決の方法は、原則として挙手によるものとする。ただし、審議会において、特に他の方法によることが適当であると認めた場合は、この

限りでない。

(会議録)

第9条 議長は、幹事に会議録を作成させ、会議録には、会議の開催年月日、出席委員の氏名及び会議の内容等必要な事項を記載しなければならない。

(答申)

第10条 会長は、審議会の付議及び諮問の結果に基づき、速やかに答申書を作成し、市長に送付しなければならない。

(公印)

第11条 会長の公印は、別表のとおりとする。

2 前項の公印の取扱い等については、小金井市公印規則（昭和59年規則第8号）の例による。

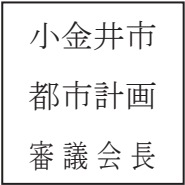
(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

名称	ひな型 番号	書体	寸法	材質	ひな型	用途	個数	管守責 任者
小金井 市都市 計画審 議会長 印	1	てん書	方24 m/m	つげ		一般文 書等	1	都市計 画課長

小金井市都市計画審議会条例（昭和32年9月27日条例第13号）

最終改正:平成12年3月28日条例第20号

改正内容:平成12年3月28日条例第20号 [平成26年1月1日]

○小金井市都市計画審議会条例

昭和32年9月27日条例第13号

改正

昭和33年9月5日条例第14号
昭和35年7月7日条例第16号
昭和47年2月17日条例第1号
平成5年12月22日条例第30号
平成8年9月27日条例第22号
平成10年10月1日条例第34号
平成12年3月28日条例第20号

小金井市都市計画審議会条例

（設置）

第1条 小金井市の都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定により小金井市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 審議会は、委員19人以内をもつて組織する。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）学識経験のある者 6人以内
- （2）小金井市議会の議員 9人以内
- （3）関係行政機関の職員 4人以内

2 前項第1号の委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（臨時委員）

第4条 審議会に、特別の事項について調査審議するため、臨時に委員を置くことができる。

2 前項の委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

（会長）

第5条 審議会に会長を置き、会長は第3条第1項第1号の委員のうちから、委員の選挙により定める。

2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長のあらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第6条 審議会に、専門の事項について調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（会議）

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員及び案件に関する臨時委員の2分の1以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び案件に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 小金井市議会の議長は、会議に出席し発言することができる。

（会議公開）

第8条 審議会の会議は、公開とする。ただし、出席委員の過半数で議決したときは、非公開とすることができる。

（幹事）

第9条 審議会に、幹事を置く。幹事は市の職員のうちから、会長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

（その他の規定）

第10条 前各条に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項に関しては、審議会の意見をきき、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和33年9月5日条例第14号）

この条例は、昭和33年10月1日から施行する。

付 則（昭和35年7月7日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和47年2月17日条例第1号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成5年12月22日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年9月27日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年10月1日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月28日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の小金井市都市計画審議会条例(以下「旧条例」という。)第4条第1項第2号、第3号及び第4号の規定により委嘱された小金井市都市計画審議会委員は、改正後の小金井市都市計画審議会条例第3条第1項の規定により委嘱された者とみなし、その任期は旧条例第4条第2項の規定により委嘱された日から起算し、なお従前の例による。
